

所管部課		まちづくり部 都市基盤課		部長		金子 秀之	
件 名		東大和市都市公園条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市道路占用料等徴収条例					
	部課機関						
1. 要 旨 東大和市道路占用料等徴収条例の改定に合わせ、東大和市都市公園条例に規定されている公園を占有する場合の使用料を改定するものである。 また、多摩都市モノレールの延伸に伴い、上北台駅周辺の公共自転車等駐車場の一部を閉鎖するため、その代替えとして、市の公園（緑地）内に仮設の公共自転車等駐車場を設置するための条項を追加するものである。 (1) 主な改正点 - 第6条において、「(10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障がある行為をすること。」を追加する。 - 第9条の2において、「令第12条第2項第10号に規定する条例で定める仮設の占有物件は、次の各号に掲げるものとする。」、「(1) 上北台緑地に設置する公共自転車等駐車場」及び「(2) 立野西緑地に設置する公共自転車等駐車場」を追加する。 - 別表の3の部の項目の追加及び額を改定する。 - 附則において、経過措置として、「改定後の単価」と「前年度の単価を1.2倍した額」とを比較し、低い額（端数処理した額）を採用するため、附則別表第1（令和7年度に適用）、附則別表第2（令和8年度に適用）、附則別表第3（令和9年度に適用）を追加する。 なお、令和10年度以降については、道路占用料の改定に合わせて改定を行う。 (2) 施行日 令和7年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年12月18日 東大和市道路占用料の改定（案）について、市議会議員全員協議会で説明 令和7年 1月29日 総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和7年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。